

2022年12月

お客さま各位

碧海信用金庫

カードローン契約規定の改定についてのお知らせ

日頃より碧海信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、碧海信用金庫では、民法 548 条の 4 の約旨にもとづき、カードローン契約規定を改定し、改定後の規定をホームページに掲載しますので、お知らせいたします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されます。

ご不明な点がございましたら、当金庫の窓口にお問い合わせください。

記

1. 改定する規定

カードローン契約規定

2. 対象ローン名

カードローン「きゃっする」

3. 改定日

令和5年1月4日（水）

4. 改定内容

改定する規定	改定後	改定前	改定詳細
カードローン契約規定 第2条(新規貸越期限) 第3項	新規貸越期限は、借主の満70歳の誕生日の属する月末までとし、この期限の延長は行わないことをあらかじめ同意します。(以下省略)	新規貸越期限は、借主の満66歳の誕生日の属する月末までとし、この期限の延長は行わないことをあらかじめ同意します。(以下省略)	新規貸越期限の年齢を満66歳から満70歳に延長

なお、掲載する規定は当金庫ホームページ内「各種規定集」の融資関係規定集に掲載しますので、ご確認ください。

ホームページアドレス：<https://www.hekishin.jp/kitei/>

以上